

## 【障害者自立支援法関係の権限移譲】

### ◎ 岡山市、倉敷市、新見市への権限移譲に係るQ & A

問1 県から各市へ権限移譲される内容を具体的に教えてください。

答1： ① 岡山市、倉敷市については、「業務管理体制（県所管の法人に限る。）」の事務を除く全ての事務を移譲します。  
② 新見市については、「業務管理体制（県所管の法人に限る。）」及び「人員、設備、運営の基準に係る条例制定」の事務、並びに岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び岡山県健康の森学園障害者支援施設に係るものと除く全ての事務を移譲します。

※ 移譲する主な事務は次のとおりです。

- i 事業者等の指定に関する事務（指定の更新を含む。）
- ii 事業者等からの変更、廃止、休止、再開等の届出に関する事務
- iii 報酬算定体制に関する事務
- iv 事業者等の指導監督に関する事務
- v 「人員、設備、運営の基準に係る条例制定」に関する事務（岡山市、倉敷市のみ）

問2 平成24年4月1日以降疑義が生じた場合どこへ照会すればよいのか。

答2： 平成24年4月1日以降は主たる事業所等の所在地を所管する県民局又は各市（岡山市、倉敷市、新見市）へ照会を行ってください。

なお、障害者自立支援法に係る事務は、各自治体固有の事務（自治事務）に位置付けられているため、障害者自立支援法、法施行令、法施行規則、基準省令、大臣告示、通知等に反しないもの又は規定されていないものについては、各自治体の裁量に委ねられており、例えば、岡山県と岡山市とで見解が分かれることもあり得るので十分注意してください。

問3 直接は権限移譲と関係ないと思いますが、「人員、設備、運営の基準省令」を条例にすると聞いています。平成24年4月1日以降どの様になりますか。

答3： 県が指定権限を持っているサービスのうち相談支援事業（H24年4月1日以降は、一般相談支援事業、特定相談支援事業に改編されます。）を除き、基準省令の条例化を県、岡山市、倉敷市は平成25年3月31日までに行うこととなっています。

新見市については、問1にも記しているとおり、条例制定に関する事務を移譲しないため、県が制定する条例を適用することになります。

県、岡山市、倉敷市が条例を制定するまでの間、県及び各市は、国の基準省令の規定を適用することとなります。

問4 事業所番号は変更となりますか。

答4： 権限移譲に伴っての事業所番号の変更は生じません。また、報酬体制についても、体制変更の届出を行わない限り変更はありません。

なお、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴って、児童福祉法での障害児通所支援

事業とみなされる指定児童デイサービスについては、平成24年4月1日から新たな事業所番号が付与されることとなります。

問5 岡山市所在の事業所ですが、実地指導や集団指導も岡山市が行うことになるのですか。

答5：岡山市、倉敷市、新見市に指導監督（実地指導、監査、取消等の行政処分等）権限を移譲するため、平成24年4月1日以降は各市が行うこととなります。

問6 平成24年4月30日に指定の有効期間が満了するサービスの更新の手続はどの様になりますか。

答6：4月末に有効期間が満了する場合は、更新申請書及び添付書類（以下「更新申請書類」という。）を平成24年3月30日（金）までに、事業所等の主たる所在地を所管する県民局（岡山市は備前県民局、倉敷市及び新見市は備中県民局）へ提出してください。

なお、平成24年5月1日以降に指定の有効期間が満了する場合は、本来は、有効期間の満了月の前月末までに更新申請書類を事業所等の主たる所在地を所管する指定権者（県、岡山市、倉敷市、新見市）へ提出することとなります。障害者自立支援法が本格施行（平成18年10月1日）されて第1回目の更新を迎えると、6年間の有効期間を満了する事業所が一時期に集中することから、更新申請書類の提出期限を分散し、円滑な事務処理を図ることとしています。

ついては、各指定権者から、更新の対象となる事業所に対して更新申請書類の提出期限を個別にお知らせすることとしておりますので、指定された提出期限までに更新申請書類を作成し提出をお願いします。

問7 平成24年4月1日に岡山市で障害福祉サービス事業所を開設しようと考えています。手続等はどの様になりますか。

答7：指定に係る申請書類を、平成24年2月29日までに開設予定の主たる事業所等の所在地を所管する県民局健康福祉部（岡山市：備前県民局、倉敷市・新見市：備中県民局）へ提出してください。

なお、前述の取扱いは、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により平成24年4月1日から施行されるサービスとなる一般相談支援・特定相談支援・障害児相談支援（以下「相談支援事業」という。）、及び障害児入所支援・障害児通所支援（以下「障害児支援事業」という。）の各事業以外の事業等についてのものとなります。

特定相談支援事業及び障害児支援事業について、平成24年4月1日以降に新規で指定を受ける場合の当面の相談・受付等窓口を以下のとおりとします。

これは、制度改正に伴い、相談支援事業のうち特定・障害児相談支援事業については市町村が新たに指定権者となること、及び当該事業に係る指定等の取扱いが未だに確定していないことから、当面の相談窓口として各県民局を設定するものであり、最終的には、下表の指定権者が全ての窓口となりますので、御留意願います。

【一般・特定・障害児相談支援事業、障害児支援事業を新規に開始する場合の窓口等】

事業の種類	指定権者	申請提出先	当面の相談窓口
一般相談支援	【岡山市、倉敷市、新見市の各市内に所在する事業所】 岡山市、倉敷市、新見市	岡山市、倉敷市、新見市	各県民局健康福祉部
	【上記以外に所在する事業所】 岡山県	各県民局健康福祉部	(同左)
特定相談支援、 障害児相談支援	事業所が所在する区域の各市町村	各市町村	各県民局健康福祉部
障害児支援	【岡山市内に所在する事業所】 岡山市	岡山市	(同左)
	【上記以外に所在する事業所】 岡山県	各県民局健康福祉部	各県民局健康福祉部

※1 各県民局健康福祉部が「当面の相談窓口」となるのは、平成24年2月28日までとする予定です。各市町村は障害福祉担当課が窓口になると思われますので、必要に応じて御確認ください。

※2 申請手続きの取扱い（申請書類提出期限、申請書様式及び添付書類等）については、各指定権者ごとに異なる場合があります。別途、各指定権者から当該取扱いが示されることになりますので、御留意願います。

問8 平成24年5月1日に岡山市で障害福祉サービス事業所を開設しようと思っています。手続等はどの様になりますか。

答8：新規指定申請について、岡山県においては、開設月の前々月末日までに申請書等の提出を求めていますが、平成24年5月1日付け指定については、権限移譲に伴い申請書類を権限移譲先（岡山市、倉敷市、新見市）へ引き継ぐ作業が生じるため、開設予定地を所管する県民局健康福祉部（岡山市：備前県民局、倉敷市・新見市：備中県民局）へ指定申請書類の提出をすることとなります。なお、提出期限は平成24年3月16日（金）としますので御了承ください。

よって、指定の決定は、主たる事業所の所在地に応じた指定権者（県、岡山市、倉敷市、新見市）がそれぞれ行うこととなります。

また、平成24年6月1日以降に開設する場合は、各指定権者へ申請書を提出することとなります。その際、指定権者により申請書類の提出期限や添付書類が異なる場合がありますので、事前に、各指定権者に確認してください。

なお、前述の取扱いは、「相談支援事業」、及び「障害児支援事業」の各事業以外の事業等についてのものとなります。相談支援事業及び障害児支援事業については、問7で御確認ください。

問9 平成24年4月1日以降は、変更届等は権限移譲先に出せば良いのですか。

答9：お見込みのとおりです。ただし、届出の種類により取扱いが異なる場合がありますので注意してください。

具体的に示すと次のとおりです。

【以下は、H24.4.1に変更等が生じた場合の手続きの例】

届出の種類	提出先	備考
変更	・権限移譲先	<ul style="list-style-type: none"><li>・変更後10日以内に届出を行う必要があり、設例の場合はH24.4.11までに届出が必要です。</li><li>・事業所所在地の変更や定員の変更等に関する事項については、事前協議を求めていきます。</li><li>・特に、事業所所在地の変更については、事前協議を行わないと事業の継続が不可能になる場合があります。これは、移転する市町村によっては、変更届ではなく、旧事業所を廃止して新たに新事業所の開設手続きが必要となる場合があるので御留意願います。(詳細は問10参照)</li></ul> <p>(注) 事前協議を要する事案については、現在業務を担当している県民局と協議を行ってください。</p>
変更申請	・県民局	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象事項は、<u>特定障害福祉サービス及び障害者支援施設の定員の増加に係る変更</u>です。</li><li>・変更を行う前に、指定の変更を行う必要があります。</li></ul>
体制の届出	・県民局	<ul style="list-style-type: none"><li>・変更月の前月の15日までに届出を行う必要があり、設例の場合はH24.3.15までに届出を行うことになります。</li><li>・H24.4.1に報酬改定が予定されており、H24年度報酬改定に係るものは別途届出日を指定する可能性があります。</li></ul>
廃止・休止	・県民局	<ul style="list-style-type: none"><li>・廃止又は休止の日の1月前までに届出をする必要があります。設例の場合はH24.3.1までに届出を行うことになります。</li><li>・したがって、H24.4.30までの廃止又は休止については、県民局への届出が必要になります。</li></ul>
再開	・権限移譲先	<ul style="list-style-type: none"><li>・再開前に県民局へ事前協議が必要です。</li></ul>
指定の辞退	・県民局	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象は、<u>障害者支援施設の施設の廃止</u>に係る事項です。</li><li>・3月以上の予告期間を設ける必要があります。設例の場合はH24.1.1までに届出がされていることになります。</li><li>・したがって、H24.6.30までの施設の廃止については、県民局への指定の辞退の届出が必要になります。</li></ul>

問10 倉敷市に所在する事業所ですが、岡山市へ移転しようと考えていますが、どの様な手続が必要ですか。

答10 :

①平成24年3月31日までに移転が完了する場合

移転後10日以内に、移転後の主たる事業所の所在地を所管する指定権者に変更届を提出してください。

平成24年3月31日までに変更届を提出する場合は、県民局健康福祉部(設例の場合は備中

県民局。)へ提出することになります。

平成24年4月1日以降に変更届を提出する場合は、移転後の主たる事業所の所在地を所管する指定権者(設例の場合は岡山市。)へ提出することになります。

なお、移転を予定する事業所は、移転後の事業所が設備基準等に合致していることが必要なため、事前に移転前の所在地を所管する県民局健康福祉部(設例の場合は備中県民局。)へ事前協議を行い確認を受けてください。

## ②平成24年4月1日以降に移転が完了する場合

平成24年4月1日以降は、倉敷市内と岡山市内では指定権者が異なるため、倉敷市内の事業所は廃止の届出、岡山市内の事業所については新規指定申請(開設月の前々月末日まで)を行う必要があります。

なお、廃止届は、廃止(移転)の日の1月前までに移転前の所在地を所管する指定権者へ提出する必要があります。

### i) 平成24年4月1日から平成24年4月30日の間に移転を行う場合

平成24年3月31日までは県に事務権限があるため、移転前の所在地を所管する県民局(設例の場合は備中県民局。)に事前協議の上、廃止(移転)の1月前までに廃止届を提出する必要があります。

また、平成24年2月29日までに、移転先の所在地を所管する県民局健康福祉課(設例の場合は備前県民局。)へ新規指定申請を行ってください。

なお、4月1日付けの指定を受けられなかった場合には、次の指定は5月1日付けとなりますので十分に御留意願います。(5月1日付け指定を受けるための指定申請書類提出期限は、平成24年3月16日(金)までです。)

### ii) 平成24年5月1日に移転を行う場合

移転前の事業所の廃止にかかる手続きは上記i)と同様ですが、移転後の新規指定を受ける事業所については、問8でもお示ししているとおり、平成24年3月16日(金)までに、移転後の所在地を所管する県民局健康福祉課(設例の場合は備前県民局。)に新規指定申請を行ってください。

なお、指定の決定は、権限移譲後の指定権者(設例の場合は岡山市。)が行います。

また、5月1日付けの指定を受けられなかった場合には、次の指定は6月1日付けとなりますので十分に御留意願います。(6月1日付け指定を受けるための指定申請書類提出期限は、前月末の4月30日になります。)

### iii) 平成24年5月2日以降に移転を行う場合

移転前の所在地を所管する指定権者(設例の場合は倉敷市。)へ廃止届を提出するとともに、移転後の所在地を所管する指定権者(設例の場合は岡山市。)に新規指定申請を行ってください。

なお、指定権者によって申請書類提出期限及び添付書類が異なる場合がありますので、各指定権者に事前に確認してください。

## ③ 事業所の移転により新規に指定を受ける場合、新たに報酬体制の届出を行う必要があります。

その場合、特定事業所加算のように指定後一定期間経過後の実績に基づいて届出を行うことで算定できる加算がありますので、十分に御留意ください。

## ④ 新規申請に当たっては、移転前後の指定権者と十分に事前の協議を行い、サービス提供に支障が生じないよう十分に御配慮ください。

【参考1】H24.4.1～5.1間に別の市町村へ事業所移転を行った場合の取扱概要（障害児支援、相談支援を除く。）

移転前の所在地	移転先の所在地	取 扱	手 続 等
岡山市	岡山市	・所在地移転	・移転後10日以内に岡山市へ変更届【※】
	倉敷市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに備前県民局へ廃止届 ・備中県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	新見市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに備前県民局へ廃止届 ・移転先の所在地を所管する県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村		
倉敷市	倉敷市	・所在地移転	・移転後10日以内に倉敷市へ変更届【※】
	岡山市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに備中県民局へ廃止届 ・備前県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	新見市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに備中県民局へ廃止届 ・備中県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村		・廃止の日の1月前までに備中県民局へ廃止届 ・移転先の所在地を所管する県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
新見市	新見市	・所在地移転	・移転後10日以内に新見市へ変更届【※】
	岡山市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに備中県民局へ廃止届 ・備前県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	倉敷市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに備中県民局へ廃止届 ・備中県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村		・廃止の日の1月前までに備中県民局へ廃止届 ・移転先の所在地を所管する県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
上記以外の市町村	岡山市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに移転前の所在地を所管する県民局へ廃止届 ・備前県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	倉敷市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに移転前の所在地を所管する県民局へ廃止届 ・備中県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
	新見市		
	上記以外の市町村	・所在地移転	・移転後10日以内に移転前の所在地を所管する県民局へ変更届【※】

注1) 開設日（指定日）は、毎月初日としており、4月1日に新規事業所を開設する場合は2月中に、5月1日に開設する場合は3月16日（金）までに申請してください。

【※】 岡山県では、所在地変更は重要な変更として、変更届の提出時期を早め、変更予定日の属する月の前月の15日までに届け出ることとしておりますので、御留意願います。

【参考2】H24.5.2以降に別の市町村へ事業所移転を行う場合の取扱概要（障害児支援、相談支援を除く。）

移転前の所在地	移転先の所在地	取 扱	手 続 等
岡山市	岡山市	・所在地移転	・移転後10日以内に岡山市へ変更届【※】
	倉敷市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに岡山市へ廃止届 ・倉敷市へ指定申請（申請期限に要注意）
	新見市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに岡山市へ廃止届 ・新見市へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村		・廃止の日の1月前までに岡山市へ廃止届 ・移転先の所在地を所管する県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
倉敷市	倉敷市	・所在地移転	・移転後10日以内に倉敷市へ変更届【※】
	岡山市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに倉敷市へ廃止届 ・岡山市へ指定申請（申請期限に要注意）
	新見市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに倉敷市へ廃止届 ・新見市へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村		・廃止の日の1月前までに倉敷市へ廃止届 ・移転先の所在地を所管する県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
新見市	新見市	・所在地移転	・移転後10日以内に新見市へ変更届【※】
	岡山市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに新見市へ廃止届 ・岡山市へ指定申請（申請期限に要注意）
	倉敷市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに新見市へ廃止届 ・倉敷市へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村		・廃止の日の1月前までに新見市へ廃止届 ・移転先の所在地を所管する県民局へ指定申請（申請期限に要注意）
上記以外の市町村	岡山市	・移転前の事業所は廃止	・廃止の日の1月前までに移転前の所在地を所管する県民局へ廃止届 ・岡山市へ指定申請（申請期限に要注意）
	倉敷市	・移転先の事業所は新規指定	・廃止の日の1月前までに移転前の所在地を所管する県民局へ廃止届 ・倉敷市へ指定申請（申請期限に要注意）
	新見市		・廃止の日の1月前までに移転前の所在地を所管する県民局へ廃止届 ・新見市へ指定申請（申請期限に要注意）
	上記以外の市町村	・所在地移転	・移転後10日以内に移転前の所在地を所管する県民局へ変更届【※】

注1) H24.5.2以降の直近の指定日は6月1日となり、県では、4月27日（金）が申請期限となります。

注2) 指定権者（県、岡山市、倉敷市、新見市）により、申請書類提出期限及び申請書類が異なる場合がありますので、事前に各指定権者に確認してください。

【※】 岡山県では、所在地変更は重要な変更として、変更届の提出時期を早め、変更予定日の属する月の前月の15日までに届け出ることとしておりますので、御留意願います。